

【 日本国籍を有しない人の受験について 】

日本国籍を有しない人が受験を希望される場合は、次の事項を考慮の上、受験してください。

1 受験できる人

- (1) 出入国管理及び難民認定法の規定による永住者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定による特別永住者

2 試験方法等

試験方法は、日本国籍を有する人と同一です。

※ 面接試験は、すべて日本語による質問・応答になります。